



第 22 期第 30 回 静岡海区漁業調整委員会 議事録



令和 7 年 2 月 28 日

第 22 期 第 30 回 静岡海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和 7 年 2 月 28 日（金） 午後 2 時から

2 場 所 静岡県庁東館 16 階 0A 研修室（静岡市葵区追手町 9－6）

3 議 題

（1）諮問事項

- ア 静岡県資源管理方針の変更について（くろまぐろ） 資料 1
- イ くろまぐろ（小型魚）及びくろまぐろ（大型魚）に関する令和 7 管理年度に おける知事管理漁獲可能量の設定について 資料 1
- ウ 特定水産資源（するめいか）に関する令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量 の設定について 資料 2

（2）指示事項

ひき縄釣による水産動物の採捕について 資料 3

（3）協議事項

静岡海区漁業調整委員会文書管理規程の改定について 資料 4

（4）その他

4 出席者氏名

委 員

|       |       |       |       |
|-------|-------|-------|-------|
| 西原 忠  | 橋ヶ谷善彦 | 日吉 直人 | 内山 希人 |
| 高田 充朗 | 金指 治幸 | 渡邊 俊了 | 鈴木 伸洋 |
| 田口さつき | 李 銀姫  | 安間 英雄 | 三浦 綾子 |
| 眞鍋 淳子 | 影山 佳之 |       |       |

欠 席 委 員

鈴木 精 原 剛

水産・海洋局

山下 啓道 吉野 晃博

水産資源課

松山 創 永倉 靖大 梶 亮介

事務局

伊藤 円 津久井 剛 山崎 資之 鈴木 聡志

○伊藤事務局長

ただいまから、第 22 期第 30 回静岡海区漁業調整委員会を開催させていただきます。本日の会議は、議決権のある委員 15 名中 8 名以上の出席により成立していることを御報告させていただきます。なお、本日、鈴木会長、原委員は、欠席の報告をいただいております。

会議及び議事録については、漁業法の規定により、会議は公開、議事録はインターネット等で公表することになっております。ここで、事務局から会場の注意事項について、説明いたします。

○鈴木主任

事務局の鈴木です。こちらの会場についてですが、電子機器が多く設置されております。床下にパソコンの配線等がございますので、水分等補給される際は、水こぼしには十分気をつけていただきますようお願いいたします。以上です。

○伊藤事務局長

それでは、ただ今から、議事に入らせていただきます。本日は、鈴木会長がご欠席のため、議事進行を西原副会長にお願いしたいと思っております。

本日はひき縄釣りの委員会指示について、参考人として JGFA（NPO 法人ジャパングームフィッシュ協会）の方々にお越しいただいております。そのため、議事の順番としまして、始めに「ひき縄釣りによる水産動物の採捕について」を御協議いただきたいと思います。なお、下田のカジキ釣り大会関係者として、杉山盛雄県議も同席される予定ですので、御承知おきください。

では、西原副会長、議事進行をよろしくをお願いいたします。

○西原副会長

皆さん、本日はお忙しい中、御出席いただきましてありがとうございます。本日も鈴木会長に代わりまして、議事進行を務めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。本日の議事録署名人は、日吉委員と三浦委員にお願いいたします。

本日は参考人の方にお越しいただいておりますので、早速ですが議事に入らせていただきたいと思います。それでは最初に、ひき縄釣りによる水産動物の採捕について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

事務局の津久井でございます。それでは資料 3 を御覧下さい。

12 月、1 月の 2 回の委員会で皆様に御協議いただいた内容を織り

込んだ指示案を3ページ以降に付けております。本日はJGFAの皆さんに来ていただいておりますので、その指示案をどうやって具体化するのか、遵守する体制を作っていくのか、というところを質疑、意見交換等していただければと思います。お呼びする前に、何か確認することなどがございましたら、お願いいたします。

○田口委員                      実際に改正されるのは2025年からでしょうか。

○津久井主幹                      JGFAとの質疑が終わった後に、令和7年4月1日から2年間の指示事項として御審議いただきます。

○田口委員                      既に地元とは話が終わっているという認識でよろしいでしょうか。

○津久井主幹                      そうですね。各漁協へJGFAが出向いて意見交換をしていただいております。ただし、指示案にも書いてありますが、最終的には各漁協さんの同意書を提出することを要件にしていますので、指定法人として手を挙げる前に、各漁協さんの同意を得ていただくことになります。

○田口委員                      前はひき縄の方への説明が終わっていないとのことでしたが、もう終わりましたか。

○津久井主幹                      ひき縄の方への説明は確認していませんけど、総会があったと聞いておりますので、是非質問してみてください。

○高田組合長                      先般、伊豆漁協という漁協では、今まで大会をやっていて、その期限を延ばして欲しいと説明を受けました。漁船がチャーターされていたりもして、今まで何のトラブルもないので、それを広げて欲しいという話です。管理ができるという話だったので、伊豆漁協もいとう漁協も合意が取れたということで、この場に来てもらった方がより良いということで、今日来てもらったということです。

○日吉委員                      我々の定置もカジキとはバッティングする伊豆東岸にあります。国の審議会に出ていて思うことがあって、静岡県内は漁連がやっているマグロの資源管理の会議があって、釣りの団体が出てきていま

す。県も一緒に入ってくれています。全国ではそういった例はあまりないようで、漁業と遊漁、レジャーの人がぶつかっている状況にあります。漁連の会議にはクロマグロの管理が始まった10年ほど前から遊漁も入って、いろいろな意見も言って上手くいっています。今回の下田のカジキ釣りの団体は私も絡んだことがあります、元は40年くらい前に、ひき縄、はえ縄が盛んな須崎地区と一緒に事業を始めています。僕らが漁師になる前からです。

高田委員は遊漁の全国会議に行っていますが、漁業者と遊漁者で話しが噛み合っていないです。彼らは彼らなりの主張があるみたいですが、我々は特にマグロですが、TAC法に縛られています。トロリングとかプレジャーボートが話合いの土俵に立ってくれるのは、悪い話ではないと思います。全国に先駆けた事例で、静岡の取り組みが全国に広がるのではないかと考えています。

○津久井主幹

よろしいですか。JGFAの方に聞いていただいた方がよいと思うので、お呼びします。

(参考人入室)

○津久井主幹

それでは、JGFAの皆様から最初に自己紹介をいただきたいと思います。

○JGFA 渡邊常任理事

初めまして。私はジャパンゲームフィッシュ協会の常任理事を仰せつかっております渡邊と申します。生まれも育ちも、現在も下田でございます。皆さん御存じかとは思いますが、下田で国際カジキ釣り大会がありまして、十数年、実行委員長を仰せつかっております。本日は伊豆にとって非常に重要なお願いをしに参りました。詳しい説明は後ほどさせていただきたいと思います。下田の渡邊清一郎と申します。本日はよろしく願いいたします。

○杉山盛雄県議

静岡県議会議員の杉山盛雄でございます。今は議会中ですので、一言だけ御挨拶に参りました。今御挨拶いただいた渡邊実行委員長が私の同級生でして、長くお付き合いさせていただいておりまして、今年で47回となり国際大会の名も打てるようになりました下田のカジキ釣り大会にて名誉顧問を仰せつかっております。大会の期間中だけでも伊豆に大きな経済効果をもたらしております。実は今年

の4月の大会からは県知事が名誉会長として開催される弾みとなりました。ただし、いろいろな領域の中で、数日のみカジキ釣りができるものです。他の地域の大会は10艇、20艇の船が来るだけですが、下田の大会は100艇以上の船が集まりまして、大変な経済効果を生んでいるわけでありまして、できますれば、通年というわけにはいきませんが、4月から10月くらいの間にカジキを釣れることになりましたら、伊豆半島にとって非常に大きなメリットになりますし、静岡県にとっての大きな経済効果になるということで、本日御報告に参った次第でございます。本日は是非、実りの多い会議にさせていただきまして、カジキ釣り大会についても格段の御理解を賜りますようお願いいたしまして、これにて私は議会に戻らせていただきます。どうぞ、よろしくお願いいたします。

○JGFA 後藤理事

私はJGFAで理事、トローリング開放委員会の委員長、オーナーボートの連絡協議会の東日本の幹事長をやらせてもらっております。本日は埼玉県熊谷市から参りました。先ほどお話しがありました渡邊清一郎さんの地元である下田の海に惚れ込みまして、埼玉から下田に通っております。プレジャーボートは横須賀に置いておりますが、夏場には横須賀から下田へ通わせていただいております。下田の大会にも毎年参加させていただいております。私の立場としましてはトローリング開放委員会ということで、トローリングは沖縄県のみ全面開放されており、経済効果はもちろんですが、海洋レジャーを売りにしている都道府県であります。沖縄県だけでなく、静岡県も非常に大切な大会と位置づけており、JGFAがしっかりとトローリングと向き合う中で、ルール、マナーをしっかりと守りながらやっていることを御説明させていただくために参りました。本日はよろしくお願いいたします。

○JGFA 井上氏

私はJGFAの事務局員をしておりまして、東京の八丁堀にある事務所に常駐しているスタッフでございます。基本的にはカジキ釣り大会の管理運営を担当しております。今回は実務的な部分を御説明させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○津久井主幹

始めに、カジキ釣り大会を開催、運営するに当たり、どのように進めていくのか、前回の委員会でも話題になりました。いつ、どこで、誰が釣っているのかの確認の方法、連絡体制ですとか、監視体

制ですとかを含めて、どんなことを想定しているか説明していただきます。その後、皆様から質疑という形とさせていただきたいと思っています。では、よろしくお願いいたします。

#### ○JGFA 後藤理事

皆様のお手元に JGFA の YEARBOOK という厚い本がございます。その簡略版で、いい釣りいつまでも、というパンフレットがあると思いますが、これに沿って簡単に JGFA について御説明させていただきたいと思います。

JGFA は 1974 年に設立されまして、今年で 47 年目になります。私たちの組織は現在 2,500 名の会員がおりまして、海の釣りだけではなくて、淡水の釣り、マスですとか、溪流釣り、フライフィッシングですとか、様々なジャンルの釣りをする人たちが集まっている NPO 法人であります。そして何を行っているかと言いますと、いい釣りをいつまでも、というキャッチコピーの基に活動しております。

パンフレットを見ていただきまして、一つ目は記録の窓口です。これは IGFA、インターナショナルゲームフィッシャーアソシエーションという組織と繋がっておりまして、日本記録の窓口となっています。大きな魚が釣れば、私どもが窓口になって申請いたします。しっかりとしたルールがありまして、JGFA、IGFA という共通のルールの中で釣った魚に限って認定をするという窓口になっています。

二つ目が、未来を担うアングラーの育成です。子どもたちに対して、しっかりとした正しい釣りの知識を教えます。バックリミットという言葉がありますけど、食べる分の魚しか釣るのはやめましょう、資源を大切にしましょうということを教えております。そして三つ目が魚と釣り場を守ることです。こちら小さい魚はリリースをして、食べる分だけ持って帰って、それ以外にもタグ&リリースということがありまして、標識をつけて魚を離すこともやっております。例を挙げますけれども、3 年前にカジキマグロを下田の沖で釣りました。それが丸 1 年後に、私が放流したカジキマグロがミクロネシア沖で再捕されたという記録があります。これはカジキに影響のない所にタグを打ちまして、種類と放流時の緯度経度、何時何分という記録を IGFA で全世界で共有しております。それに基づいて、日本のマグロ船がミクロネシア沖で、下田から約 3,800 キロ離れたところで、ちょうど 1 年後に再捕されたという、そんなデータも管理をしております。

イベントの開催ということで、フィッシングキャンプやシーバス

釣り大会、カジキの釣り大会だけではなくて、様々な釣りに触れてもらうための大会も企画をしています。

そして裏面になりますが、トローリング全面、完全自由化に向けてということで、こちらでも設立から 47 年間ずっとカジキマグロを釣れる環境作りのために精を成しております。カジキマグロを釣るための環境を整備するために、我々の組織は活動しているといっても過言ではないくらい、重きを置いて取り組ませていただいております。今日はこの件で皆様をお願いにあがっております。

そして BOL、BOAT OWNER'S LEAGUE であります。下田の大会の象徴としまして、パンフレットにはメンバー 500 名とありますが、昨年は 800 名を超えるメンバーが下田に集結をしました。120 艇ほどの船が集まって、7 月の下田で熱いバトルを繰り広げています。先ほどもありましたけど、下田の経済効果は 6,000 万とか 7,000 万とかの数字と把握しております。

以上、このような取り組みをしているのが JGFA でありまして、しっかりとした入会の規定ですとか、定款ですとか、東京の八丁堀に事務局を構えまして、事務局員が 4 名常駐しており、様々な活動の事務処理を行っております。そして、指定法人として私ども JGFA が、今回こういったカジキ釣り大会の指定機関として認定いただく場合においては、皆様方が不安に思われていること等も、事務局の皆さんからお聞きしたところであります。出港の管理は、私どもはカジキがいつ、どこで、どのようにタグ&リリースしたか、全部ネット上で管理をしており、これは私どもの会員であれば、パスワードで入って見られますが、今後は皆様方がいつでも見られるようなシステムに改良していきたいと思っております。それと併せて、いつ、誰が、どこから出航したかの出港届をクリック一つでスマホからできるように、そして何月何日、どこの場所で、どんな魚種のカジキが釣れたのかということも、スマホから入力できるようにします。そして、帰港についても、何時何分、どこの港に戻りましたということもスマホで即時に入力できるような体制を作りまして、漁協の皆さんやいろんな方々が即時に閲覧できるような仕組みを今構築しているところです。こちらは、今構築をしておりますので、4 月の末日までには仕組みができると思っておりますので、管理をしっかりとしていきたいと思っております。

私どもはここ近年、特にですが、トローリングする上で、ひき縄釣りはやってはいけない釣りなんだというところを周知をしております。

す。承認をいただく中でやるのだから、しっかりとルールとマナーを守って欲しいということで、研修会を年に2回開催をしまして、カジキ釣りするBOLのメンバーには全員受講をしてもらうようにしています。受講した者に対しては、フラッグをしっかりと掲げて、去年で言えば2024年版の旗を作りまして、その旗をしっかりと掲げてカジキ釣りをするというルールを作っています。去年は伊豆漁協の長谷川専務理事にもお越しいただいて、漁業と遊漁の揉めごとがないように、こういうことはやめて欲しいなど、会員向けに講演をいただきました。伊豆漁協さん、いとう漁協さん、三宅島の漁協さん、島の漁協の組合長さんからもお話いただく中で、それぞれの島の要望を盛り込みながら、研修会をさせていただいております。何よりも、ルールとマナーを守って、一隻でも破ったら、この制度がなくなってしまうと強く強調しております。全会員には誓約書を書かせて、ルールを守らなかった場合は除名にします、ということも周知していきたいと思っております。

私どもは47年間カジキ釣り大会をさせていただいておりますけれども、下田のカジキ釣り大会で事故を起こしたことは1回もございません。漁業者と揉めたこともない中で、漁業者と良い関係を築きながら、大会を継続させていただいております。是非とも大会だけに関わらず、4月の第4土曜日から10月の第4土曜日まで、地域の方々の交流を大切にしながら、カジキ釣りができる環境となりますようお願いをいたしまして、私からの説明と代えさせていただきます。

○JGFA 井上氏

カジキ釣り大会のWEBツールに関して御説明いたします。課題に挙げられていたルールや出港や帰港について、どのように監視、管理するかについてです。現状、既に釣果報告のシステム、WEBツールがございます。それを一部改修しまして、出港、帰港の報告、また釣果に関わらず報告を上げるというシステムを考えております。整備に半月か1か月あれば可能ということで、現在WEB担当に話をしております。

暫定のイメージになりますが、まずは出港の申請です。現在はボートのオーナーであるBOLがメインですが、認可された場合は一般の方も同じシステムを適用させていただきます。まず、出港を申請するとメールが届くようになっています。事務局や他のメンバーは、いつ誰が出港したか分かるようになっており、本人もメールで申請

受付が分かります。次に、釣果報告を上げる際に帰港の申告もしていただくことになっています。出港、帰港の一覧は WEB 上で確認することも可能ですし、日付ごと、月ごとに CSV ファイルで出力することも可能です。私たちが見るだけでなく、ログインパスワードを共有させていただければ、漁協の皆様、また行政の皆様、いつでも同じ画面を見ることができるという形になっています。

ページめくりまして、具体的なフォーム、こちらはまだ改修の余地はあると思いますけれども、出港の申請フォームです。ここに書いてあるとおり、氏名、またボートのオーナーは JGFA に加盟しますので、JGFA 内の番号を入力します。いつ出港するかを、まずはこちらの申請フォームに入力していただきます。そして、返信メールを一旦持っていただくという形になります。次のページに移りまして、釣果兼帰港報告となります。メールで帰ってきた出港番号を入力することで、整合性を取ることを考えております。また釣果に関して、現在は釣れたときだけの情報をいただいておりますけれども、カジキはなかなか釣れませんので、釣れなかった場合も釣れなかったという報告をいただいて、全てのデータを一旦集めたいと思っています。もちろん、タグ&リリースが基本になりますけれども、釣れた場合に関してはキャッチという形も設けております。また、釣り人ですが、カジキに関しては独特で、船を操縦するキャプテンとアングラーが別々におります。誰が釣ったか入力いただきます。キャプテンに関してはボートから分かると思います。全長、重さ、タグ&リリースの場合は、釣り人の経験によって、大体この長さだからこの重さという推定重量になります。こちらを必須項目として、備考欄にはその他気づいた点などを入力していただくことを想定しています。このような必要な情報を全て WEB 上で行う状況は、ほぼ出来上がっています。

今現在、これ専用ではないですが、JGFA でアプリを作成しております、すぐにこの申請画面に飛べるように BOL のボタン付けようとしています。現在も WEB ですが、さらに分かりやすい WEB ツールのリリースを来年予定しております。

WEB 報告については以上になります。御不明点ありましたら、御質問いただきたいと思います。

○津久井主幹

ここからはフリーの質疑でお願いいたします。

○鈴木伸洋委員

質問よろしいでしょうか。私は漁業者ではないので、漁業に関する部分は漁業者委員に御発言いただきたいと思いますが、私は水産の研究をしている人間としての立場からです。

JGFA の名誉会員と顧問のところを見ますと、旧遠洋水研の清藤部長が出ていますが、彼から要望があるかは分かりませんが、私も教育機構のフェローなのでお話をしたいんですが、前提条件として良い話だなと思っています。私も水産庁の研究所に長くいましたが、カジキは資源的な研究が非常に遅れていて、はっきり申し上げてカジキの研究ってまともにできないです。調査船ではトローリングで資料を取ることもほとんどできません。せっかくですので、伊豆のカジキの大会だけでも構いませんが、抽出標本で構わないですが、組織的に体長とか体重とか、カジキの場合は体長の国際的なルールがあります。吻端の短い方から測る尾叉長です。組織として、何匹でもよいですが、標識を打ってリリースをしていただいて、釣った日、場所を記録してもらえないかなと思います。

○JGFA 渡邊常任理事

それは、私たち組織が使用しているものとは別ということですか。

○鈴木伸洋委員

同じでも良いですが、回遊とかをしっかりと調べないといけないです。伊豆で釣れるカジキがどの辺りまで分布するとかは分かっていないです。協会で規程を定めて、目標を決めてデータ化して研究者に返すですとかをしていただけると、試験研究、資源管理のためにも役に立っているという方向性になると思います。

私も水産庁時代にアメリカで釣り関係の視察をしました。国の法律はないですが、州法があって、フィッシング協会の人々が調査等に非常に寄与しています。レジャー等を含めて得られた情報を資源管理に役立てています。そういった形になって欲しいと思います。私も学生時代に日釣振にいましたが、どうしても釣り人は邪魔者扱いされがちですが、アメリカはフィッシング協会の人々は社会的にある程度の地位を占めていて、それは今言ってしまうとやっていますからです。そういった意味で、少しでもやっていただければ、意義になると思っています。

どんなやり方で、どんな標識で情報を得たらよいかは、個人的にでもお話しですけど、やっていただけたらありがたいと思います。

○金指委員

私は奥駿河湾の方でまき網漁業をしております金指と言います。

4月の第4週の土曜日から10月の第4週の土曜にかけて、大会自体をこの間に何回かやるということですか。それとも、この期間は常に何艇か出回っていて捕獲するということですか。

○津久井主幹

従来は5日以内の大会に限っておりました。今回は、それに重ねて4月の第4から10月の6か月の間に指定法人が指定を受けた期間、現状2か月を最大に設定しておりますが、例えば5月1日から7月末までで申請が上がってくれば、申請に対して承認をします。その2か月の間は、承認を得た皆さんは、毎日いつでも出られるという立て付けになります。当然その間に大会があれば、大会として別途承認を出して開催されますし、並行して2か月間の人たちもいて、2種類の人ができることになります。

○金指委員

では、この期間に120艇は集まらなくても、ずっとやれるということを許可するということですね。

○JGFA 渡邊常任理事

補足よろしいでしょうか。今回お願いしているエリアがありまして、伊豆漁協に加えて伊豆漁協さんも少し被るかなというエリアでして、いわゆる伊豆沖、下田沖です。そのエリアのみ御承認いただければと。静岡県全域となりますと、漁協さんも中部、東部、西部と事情もあると思います。先ほど紹介させていただいたとおり、私は伊豆の下田出身で、現在も下田に根を張っている一人なんですけども、下田、南伊豆地域にとって、カジキ釣りというレジャーが、仕事の大会を47回やってる中で、十分に熟成されていまして、下田、南伊豆にとってなくてはならないものになっています。

ここで言ってしまうといいか分からないですけど、今までも、もう何十年も黙認という形で皆さん日本中やられてると思います。

しかし、本来は駄目ですよ。伊豆にとっての経済効果を考えますと、先ほど説明しました4月の下旬から10月中旬にかけては、ちょうどレジャーのシーズンでして、毎週末120隻は来ないですが、10隻のときもあれば20隻のときも、もしくは0のときもありますが、週末の楽しみに関東からですとか静岡では用宗、御前崎、浜名湖からボートが集結している現状です。これを、やってはいけませんという話になると、日帰りではなく、泊まりで来ますし、燃料も入れます。港に入って、街に入ってご飯も食べます。こういった効果を市も完全に認めておりまして、そういった意味においても、大

会以外の期間においても、もちろん皆様の承認の中で、ある一定の許される範囲の中で、堂々とレジャーとして楽しんでいただいて、そして静岡県伊豆地域に経済効果をもたらすということを考えた上で、私どもはお願いに上がっております。

海域は東京都と少し被っていますが、7月の下田の大会で認めていただいているエリアです。これを広げようということは、今現在全く思っておりません。このエリアにおいては、伊豆漁協、それから伊豆漁協の組合長さんもいらっしゃいますけれども、御迷惑はかけたことがないという自負はありますので、今日はこの委員会の中で、こういうことやられたら困るぞ、こんなことやるのか、とかいうことをざっくばらんにお話いただけると持って帰りやすいですし、勉強になるので、御指示いただけたらと思います。

○高田委員

時期を伸ばすのは聞いてましたが、一番は安全第一です。伊豆漁協の専務とか、我々も言っていますが、3時に入るとか細かいルールがあります。それは、何かあったときに対応できるように、港には何時までに入ってくれっていうようなことが前提です。他にも沖で交差しないとか、いろいろ細かいルールがあります。

漁業者が関わっている40何年の歴史の中でトラブルがなかった。それから今言われてるように、漁業者と話ができてますので、問題はとりあえずないのかなと。それと、話す相手の組織ができることが一番で、簡単に言うと連絡すればいろんなことが解決できるのは、これからレジャーと漁業が互いにやっていくのに必要だと思います。だから、僕らも話を聞いて、そういうものができたからこそ、賛成しているので、今日来てもらって、いろいろ意見も言った方がよいと思います。

○日吉委員

JGFAさんは、以前は農林水大臣賞が出てましたよね。沿岸遊漁室長さんが来てやっけてましてよね。クロマグロの資源管理が入るといときに、多分、初めて水産庁の人がクロマグロの放流を見たと思うんですけど、その次の日が表彰のときで、今は亡くなられた人徳丸さんがよくやられていました。十数年前ですけど、こんな団体あるんだと、ちゃんとしてるなと、だから国も大臣賞まであげるのだと思いました。

少し話が横に逸れます。少しクロマグロの話をしてよいですか。クロマグロの話では、よくステークホルダー会議とか、漁師向けの

ブロック会議があります。この中で東日本では北海道とか東北のプレジャーボートの行儀の悪い話が盛んに出てきます。プレジャーボートの配分は40トンから60トンになります。プレジャーで伊豆諸島を回っているわけですから、クロマグロが非常に増えたのは御存知ですよ。高田さんも話したとおり、今問題になってるのは話す団体がないことです。水産庁もそうだと思います。できれば、今回こうやって委員会でお話をしていただいたJGFAさんがオピニオンリーダー的になっていただきたい。今は素人でも釣れるようになってしまった。漁業者の方はTAC法という法律で刑事罰もあります。一般の遊漁の人は縛りがないわけで、アナーキーな状態で行われています。遊漁枠は4月から60トンで、月に5トンずつです。それは海業の絡みもあると水産庁は言っています。その中で、別にJGFAさんに通報してくれとか、取り締まってくれなんて言うことではないですけど、啓蒙活動を日本のリーダーになってやっていただけないかなと思います。多分クロマグロの群れが同じような海域にいると思います。

私は大島に一番近いですが、正月明けでしたか、プレジャーボートがよりでした。多分マグロだなと思います。別に枠内では獲って全然問題ないですけど、僕が心配するのは、国は市場流通法という法律を作って、あと1年でタグを付けてトレーサビリティをかけると言っています。ただし、レジャーの人が釣ったときに丸で家へ持って帰るわけがないです。そのときに、腹の良い部分だけ取るとかが普通できます。だから、国は確かに電子タグをつけて、牛みたいにトレーサビリティすると言っていますが、魚の場合は今度の法律では、丸で管理するらしいです。すると、ブロックにされると取り締まりの範囲ではないです。

今日、啓蒙活動もたくさんされていていると思いましたけど、ブロック会議とか全国会議に出ると、すごいですよ。あまりにもひどいと。国の会議で話題に出ているので言いますが、東北とか北海道の漁師たちは、遊びで釣ったマグロが函館の市場に出てると言っています。漁業者は漁に出れてないです。そういうことが結構あるらしいです。ですから、静岡もこれからマグロはもっと増えると思います。

JGFAさんは47年間も地域と一緒にあって振興もしてくれたでしょうから、次のステップとしては、是非、啓蒙活動的にそういうことをやっていただけないかなと思います。

人徳さんは初期の段階から絡んでいると思いますが、彼からもいろんな話を聞いています。高田委員と同じで下田の振興になっているのは僕らも目で見ているので、できれば1回くらい伊東でもやってほしいなと思うところです。以上です。

○李委員

日吉委員と全く同じことを考えていましたが、会員さん向けに研修会をしっかりとやられて本当に素晴らしいなと思います。日本のブレジャーボートは欧米諸国と比べると、その数が把握されていないですとか問題もありますので、啓蒙活動も含めて、業界団体の社会的に責任としても是非業界をリードしていただきたいと思います。

細かいところで気になる点が、帰ってきたときに報告する項目がたくさんあって、これも素晴らしいと思いますが、おそらく多くの会員さんは虚偽なく報告されると思います。万が一虚偽の報告がされた場合に、それを見つける仕組みはあるのでしょうか。

○JGFA 後藤理事

私どもは皆ボートをマリーナに係留してしまして、夢の島マリーナ、千葉県の保田漁港、浦安マリーナ、あとは横浜ベイサイドマリーナ、シーボニアなどでマリーナは限られております。そのマリーナの中で責任者を決めて、会員同士でもお互いをチェック、管理し合える体制を作っていければと考えております。沖でも、いつでも連絡できる体制は取りたいと思います。会員は研修を受けており、旗を掲げるようにしております。旗は年によって色などを変えており、2025年版も発注しております。一目見てJGFAの船だと分かるようにしております。是非、漁業者の皆さんも旗を掲げて変なことをしている船を見かけたら連絡をいただきたいと思います。

また、旗を掲げていないJGFA以外の船に対しても、先ほどお話に出ますとおり、変なことをやっている、クロマグロを釣っている船があれば、皆マリンVHFを積んでますので、72チャンネルで声掛けをしていきたいと思います。私の周りにもクロマグロをやっている人はいますけど、表現は良くないですけど、社会的に良くない方々がコソコソしている現状は私も見ますので、やたらに声かけると、ちょっと怖いものですから、そこはできることは限られてしまうのかもしれないけども、極力そういった呼びかけはしていきたいなと思います。

○西原副会長

伊豆漁協という漁協が賛成という話でいけば大枠はよいです

が、今まで短期でやってたのが4月から10月までで、その間に船が来るとなると、今まで短い間だから賛成していた人が、これだけ長期になると、遠征ですとか、そこら辺を漁場にしてる業者もいるものですから、その人たちの意見がどんな具合か、私の方でも掴めていないです。これだけ長い間、7ヶ月の間、先ほどの話だといつでも自由に出てよいとなると思いますが、関係の人が、ここはやめてくれと言え、それは受け入れてくれますか。

○JGFA 渡邊常任理事      この場所は駄目、引いてくれとなれば、対応させていただきたいと思います。

○西原副会長                海も変わってきて、魚の状態が今までと同じではないので、漁場がどう変化していくかも掴めない中ですのでお願いします。

○金指委員                  一つ気になるのが、伊豆漁協さんは合併して駿河湾の中まで伊豆漁協ですので、カジキが釣れているのは下田沖かもしれませんが、伊豆漁協かOKすれば、駿河湾の中まで入ってくることもありますか。

○JGFA 渡邊常任理事      いいえ。海域は広げないです。

○日吉委員                  県へ確認ですが、もともとカジキ釣りもクロマグロも許可ではないですよ。縛りがないです。漁協が良いと言えば本当は行ってもよいです。何の法律もなく、本当は彼らはやってもよいですが、今回皆さんは縛りがない中で、しっかり県に伺いを立ててやろうとしているのですよね。それをしっかり言わないと、今のような誤解を受けますよ。でも皆さんは、伊豆漁協という漁協としっかり話をしてくれた。それを県に話を持ってきて委員会でも話をして、しっかりやりたいという話です。

○金指委員                  漁業調整規則で県内のひき縄釣りを禁止してきたと書いてあるじゃないですか。

○西原副会長                釣りはできますよ。トローリング、ひき縄は漁業者だけです。それを届出てもらって認めていました。そして、その期間を延ばして欲しいと言うのが、今回の話です。

- 日吉委員                    うちの沖にも普通にいますよ。
- 西原副会長                そういった違反船はたくさんいますよ。
- JGFA 渡邊常任理事        例年、すぐに片付けて帰りなさい、という指示は県の船から何回かあります。
- 鈴木伸洋委員            県の委員会指示が基ですよ。だから県が管理している。
- 日吉委員                でも実態はたくさんいます。
- JGFA 渡邊常任理事        実態はそのとおりです。
- 日吉委員                違法状態です。それを県に伺いを立てて、しっかり管理しようという話ですか。
- 眞鍋委員                全くの素人なので一から教えていただきたいんですが、全面的に許可されているのは沖縄であって、あとは静岡ののですとか、所々では大会とかで許可されていますよね。今のお話でなるほどと思いましたが、私が分からなかったのは、大会に出るということはどこかで練習してるはずですよ。それはどこで何をしてるのが知りたいです。例えば沖縄であれば全面的にも自由にやれるから、最初は全員沖縄で練習してるのかなと思ったんですけど、そんなわけはないですよ。もう一つが、先ほどマグロは出荷してしまうとありましたが、獲った魚どうされてるんですか。全てリリースですか。
- JGFA 渡邊常任理事        練習についてですが、我々が大会を始めた 40 年前の前後頃ですが、静岡は良い漁場ですので、黒潮が接岸するとトローリングはレジャーとして、遊びとして黙認、非公認でやられていました。そこに漁業調整規則というのがあって、週末に関東から、中部から遊びに来る人に、気持ちよく帰っていただきたいという思いは、市も我々団体からもありました。それが、今日の話に繋がっています。
- 釣った魚ですが、我々のは漁法が違うので、クロマグロは万に一つか、まず掛かりません。仕掛けが違います。

- 日吉委員                      勘違いしていました。皆さんは竿を出して引っ張りますよね。大島はルアーで投げるやつです。ルアーは違反でないです。
- JGFA 渡邊常任理事        そうです。私たちのトローリングは駄目なやつです。
- 日吉委員                      余談ですが、しゃくりとかフカセも多いです。
- JGFA 渡邊常任理事        はい。それは島の漁協からもやめてくれとされています。  
釣った魚ですが、釣っている途中で死んだカジキは揚げますが、9割、9割5分は標識を打って海に帰します。
- 鈴木伸洋委員                県の規則案でも放流しなければならないにしていますよ。
- 眞鍋委員                      その放流するときに、標識を打ってもらえれば、という話ですね。
- 鈴木伸洋委員                日吉委員が言ったとおり、釣りは誰でもできてしまいます。ただ、このような団体を県が認めてしっかりやってもらえば監視もできます。アメリカの場合は、例えばビギナー用の協会が研修会とかを設けていて、初心者にはガイドをつけて、ある程度のルールと技術を身に付けてからでないとフリーで出れないという形で、非常に組織がしっかりしています。今は組織もないし、無法状態ですので、こういう組織がないと、もっと無法状態が蔓延ってしまうので、寧ろこういう組織があることで、ある程度は無法な部分が弱くなると思います。
- 眞鍋委員                      でも、全国を見れるわけではないですよ。
- JGFA 渡邊常任理事        100%無理です。しかし、先ほど皆さんがおっしゃったように、その啓蒙活動については既に普通にやっています。今回もし御承認いただけたら、一つの例ですけど、今は日没までやっているかもしれませんが3時に帰りなさいよということであれば、プレジャーボート用の無線でマリンVHFというのがありまして、皆同じエリアで聞いているので、聞く分には千葉から紀伊半島まで聞こえてしまっていますが、連携が取れてますので、例えばリーダーシップをとっている者が2時半に後30分で終わりだからみんな帰ろうね、了解といったことができますので、そのような言葉は抑止になるのではないかと

と思います。警察でも海保でもないので、絶対に帰れとは言えないですけども。

○眞鍋委員                      全国的にも団体が何か所かあって、連携がとれているということですよ。

○JGFA 渡邊常任理事            支部ができてます。例えば東北で、何々マリーナですとか、シーダーシップをもった人たちがいますので、彼らのボートの組織がありまして、そこで啓蒙活動をしています。しかし、そこに入っていない人、言うことを聞かない人たちもいるかもしれません。ただ現在は、日吉さんに言うとおりにゼロなんです。私たちにある程度の力を貸していただければ、いきなり 100%は無理かも分からないですけど、例えば 60%、70%くらいのことはやれるのかなと。それは、皆で守ろうよ、みたいな言葉遣いしかできませんけども、そういうことができたらいいなと。

○眞鍋委員                      他の県でもですか。

○JGFA 後藤理事                    はい。この資料の一番後ろにあります、BOL が北日本ブロック、北関東ブロック、東日本ブロック、中日本ブロック、西日本ブロック、南関東ブロックと、ブロックがこれだけありまして、私が幹事長をしている東日本ブロックは 100 艇が登録しています。たかが 100 艇かもしれませんが、与える影響力はかなり大きなものがあるのではないかと思います。

○高田委員                      港に入るのが 3 時までです。また、港を出て漁場に着くまでに道具を出したり、帰るときにも道具を曳かないでいただきたいです。

先日、真鶴から走ってきたクルーザーが、うちの漁船とすれ違って、道具を出してないと思ったら曳いていて、ぶつかってレーダーが吹っ飛んだことがありました。最初は文句を言っていましたけど、写真を海上保安庁に出して、ひき縄は駄目と言ったら、謝りに来ました。全額弁償したみたいですが、そういうことがあるんですよ。そういうのがあるから、これは皆登録しているわけで、そういうトラブルがないようにやってもらいたいです。

啓蒙活動の話もありましたが、言うことを聞かない人もいます。だからこそ、3 時までに入ると決めてしまえば問題ないと

思います。そういう細かいルールがあるだろうから、しっかりやっていけば大きなトラブルはないと思います。

あとキャッチ&リリースの問題ですが、クロマグロの団体はこれをやらせろと言っています。バックリミットは月1本になります。キャッチ&リリースは良いみたいですが、漁業者が釣る中で、正直それをやられてしまうと、いつまでも漁場に漁業者でない人がいるわけで、そうなるとうちは痛みます。本来は釣らなくて、他の漁場に移動して卵を産んでくれれば次の世代に繋がると思います。それは定置に入るかもしれないし、誰かが釣るかもしれない。そういう問題があるので、すごくシビアだと思います。

ただ、こういうものを作ってもらって、漁業者とうまくやってもらわないと、多分、大型のクルーザーが増えてきます。何を言いたいかと言うと、しっかりとした組織がないと、5年先10年先に沿岸漁業者が漁場から追い出されることになります。

○日吉委員

失礼かもしれませんが、彼らは商売ではないので、コストは無関係です。コスト面を考えないから圧倒的に優位です。失礼な言い方ですけど、遊びで、レジャーでやるからです。先ほど渡邊さんも言いましたが、今は団体がゼロです。国の法律はなかなかできないと思います。静岡県が先駆けて、あなた方の団体をフォローすると言うか、枠の中に入れて管理することは全国では初めてだと思います。

鈴木委員の言ったとおり、データも取りにくいと思います。バシヨウとかマカジキなら、定置でも獲ります。クロカワも獲りますが、正直クロカワは値が付かないのでいいです。あなた方が釣りたいのはクロカワですね。

○JGFA 渡邊常任理事

伊豆漁協がすごく協力的なのは、クロカワが売れなくなったからだだと思います。レジャーとしてクロカワを狙うのは構わない、寧ろどんどんやれと言うくらいです。もしかすると、値が付くと駄目と言われるかもしれません。

○田口委員

今回、県からの説明でカジキは放流すると聞いたのですが、指示案に指定法人が定めた尾数制限の中で採捕を行うとありますが、この尾数制限はどのように決めるのでしょうか。

○津久井主幹

今日の指示案を見ていただきたいですが、全てリリースするとい

う話でしたので、尾数制限の記載は消しています。

- 田口委員                      マグロですと放流しても死んでしまうこともあるとのことですが、カジキの場合、どうでしょうか。
- JGFA 後藤理事                カジキは吻がありますので、吻を掴んで泳ぐスピードと同じ速度で船を走らせ蘇生します。口を開けて海水を入れていくと、自然と泳ぐようになります。泳ぐのを確認してからタグ&リリースするというのを研修会でもやっております。
- 田口委員                      標識放流した個体で再捕されるのは何%くらいですか。
- JGFA 後藤理事                ほぼないのが現状です。イヤブックの中にページがあるんですが、大体、年間で2本か3本くらいです、私が釣った個体が1年経ってミクロネシアで採捕されましたが、初めてのケースだと思います。
- 田口委員                      では、どうなっているかは、実は分からないということですね。
- 鈴木伸洋委員                クロマグロは体温が上がって焼けてしまいますので、リリースの生残率が非常に低いです。カジキ類は、血合筋がほとんどないので、リリースの生残率は高いと考えられます。
- 田口委員                      今までは1回の大会で120隻だったのが、日にちが延びるとのことですが、隻数の見通しはありますか。
- JGFA 渡邊常任理事            週末だけに限ると思いますが、下田に入るのは20隻くらいでしょうか。日帰りもありますし、あるいは、伊豆沖ですと大島、新島、神津島、三宅島の港に入って泊まりでやるボートもあります。そうすると30、40艇は出るのではないのでしょうか。
- 田口委員                      もし混雑状況になったり、資源に影響を与える場合、協会としては止めたり調整はしますか。
- JGFA 渡邊常任理事            それは注意をします。また、キンメ釣りをしている場所とカジキ

釣りをする場所はほぼ同じですが、当然、漁師さんとは連携がとれていますから、入ってきた船をどかせとか、これ以上は近づかないでくれとか、指示は時々あります。それは強い口調ではなくて、こちらでも分かりましたと。そういったことは毎年あります。

それから、先ほど組合長からもありましたが、去年、須崎の船が切られたことがありました。走って行ってしまっただけで、追いかけてみただけで、船名が分からなかったと。すぐに連絡があつて調べたら、やはり分かったのですが、組織がなかったら分からない可能性が高いです。それで、こちらでボートに連絡を入れて、さっき気がついてないけど大島でマグロ釣りをしている漁師の仕掛けを切ったから急いでお詫びをしてくれと。本当はあつてはならない事案ですが、我々の組織があつたからできたということを考えますと、御協力いただけますとありがたいなと思います。

○鈴木伸洋委員

事務局にお聞きしますが、指示の有効期限は2年ですが、仮にこの指示を実行したとして、期間中に問題が起こった場合は、漁業調整委員会で改定できますか。

○津久井主幹

指示を改定するというよりは、まずは、承認を出さないとか、他の方法で調整を図ると思います。

○鈴木伸洋委員

指示の文章を変えるのではなくて、まずは承認を出さないといった実効性で対処するということですね。

○田口委員

私はスポーツフィッシングの世界は全然知らなかったのですが、昨日、いろいろとホームページで調べたのですが、記録をつけるためのルールみたいな感じのかっちりしたものは確認できました。一方、装備とか、船に対するルールはありますか。

○JGFA 後藤理事

船の整備に対するルールはないですけど、ひき縄釣をするルールはあります。我々の仲間にはいませんが、電気ショッカーを使うとかはもちろん駄目ですし、電動も駄目です。

○田口委員

静岡については、船に対して、こんなルールを設けて欲しいとか要望があれば対応していただけるのでしょうか。

○JGFA 後藤理事           もちろんです。委員会指示に書いていただいています、漁業者の方に船の確認をしていただいても構いません。

○田口委員               プレジャーボートは保険等に入っていますか。

○JGFA 後藤理事           全員入っておりますし、全て事務局で管理しています。

○田口委員               最後にお願ひですが、昨日、水産庁の水産白書を読んでいまして、沿岸漁業の漁船漁業者の所得が 100 万円、200 万円とありまして、本当に厳しいです。

彼らの生活のことがあるので、今回の件は私たちもすごく真剣に考えました。NPO 法人ジャパンゲームフィッシュ協会（JGFA）提供の資料には漁業調整規則の論拠が脆弱だとも書いてあります。今回の変更が全国に伝わり、静岡が漁場を開放したからここでも開放しろという話しになると、そこは静岡県の考えとは違うと思います。一生懸命に頑張っている漁業者が年収 100 万とかいう世界なので、本当に資源は大事にしたいと思っています。それを分かってくさる方々となら、今回は皆さんと一緒にやりたいということです、取りあえず、私は皆さんの意見に従おうと思います。

それでも 2 年間は試行錯誤する試験期間中だと思います。トローリングの完全自由化という JGFA の主張に絡めてお話しましたが、皆さんの団体に入った人だけが、正式な遊漁資格を持つとか、全国的な標準や遊漁者による地元漁業界への配慮、心構えの基準とか、資源管理の標準といったものを皆さんが作ってくださったら嬉しいなと思います。

○影山委員               委員会指示案の中に、隻数の話を書いてあって、過去実績を上限とするという内容だと思います。これまでの話の中でも、大勢いろんな人がやっているとか、良い意味で今後拡大する可能性という見方もあると思いますが、そのような状況の中で、この過去の実績を上限とするような隻数の記載について、貴団体とはどのように捉えられていますか。

○JGFA 後藤理事           BOL、ボート連絡会に入会するには、紹介者が 2 人必要で、必ず役員が承認しなければならないです。ですので、誰でも彼でも入会で

きるのではなくて、しっかりと審査をした上で入会をしてもらうことになります。闇雲に数が増えることはないと思いますけど、できる限りはカジキ釣りをしたいから入会したいという人を、今後多く募っていきたいとは思っています。そうすることで、海のルールを守る船が1隻も増えるのではないかと考えています。

○影山委員

増えるということは、そちらの団体とすれば将来数を増やしてもらえるのであれば、承認する隻数を増やしたいということですか。

○JGFA 後藤理事

日吉委員、高田委員の言うとおりの、無法地帯の現状がある中で、しっかりと研修を済まして、ルール、マナーを理解している船が承認をいただいてやる制度にしていきたいなと思って、今回もお願いにあがっております。

○影山委員

しっかりと、いろいろ考えながらやられている団体だということは十分理解をした上で、先ほど田口委員からもお話がありましたけど、私は漁業に関わる仕事をずっとしてきましたが、その立場からすると、ここにある JGFA の活動を紹介する資料に記載されているトロリングの完全自由化とか、無条件の解放というのは、私の水産に関わってきた立場からすると相容れないと考えます。船の性能がこれだけ向上して、多くの人が乗るようになった時代は、人類の歴史の中でも、そんなに遠い昔からではないです。そういう中で考えますと、水産資源と人類との関わりで言えば、無制限で開放というのは、私は将来目指していく先の姿ではないと思います。まだまだ漁業の世界でも、水産研究の世界でも、十分に資源の状況が分かって、それに合った的確な漁業の管理ができてるかと言え、まだまだだと思います。そういう中で乱獲があったり、いろんな問題が生じていると思います。ですが、自然に寄って立ってやってする行為ですので、自然のありように応じたルールを守っていくのが人間の立場ではないかなと思っています。私はここに書いてあることについては、根本的にこの立場は取れないです。もう少し、皆でルールを守って適切な利用にしていくように、そういう視点を是非忘れないで、これからも進めていっていただきたいです。そういう方向を向いて、先頭を走っている団体ではないかなと思いますので、より一層、そういう立場を今後も求めていっていただきたいと思っています。

○JGFA 後藤理事           表現が誤解を招いてしまうと思いますので、ちょっと表現を変えたいと思います。申し訳ありません。

○西原副会長           時間も来ましたので、あと2問くらいでお願いします。

○安間委員           簡単に期待と要望をしたいと思います。先進的にいろいろとやっていただいておりますので、他の団体にも波及できるようにお願いをしたいと思います。冒頭に釣り大会の話が出ましたが、南駿河湾と浜名でもやってます。私のところも漁業権が一緒になるので必ず了解を取りに来ますが、地元の組合が良いというなら良いと返事はしています。今日の午前中に役員会がありましたが、こういう話があると聞いたら、特段反対はないですが、プレジャーボートの目に余るものがあるから、そのことをしっかりと。

要はごっちゃにされていますので、良い意味でルールを作ってもらって、やってもらいたいと思うわけではありますが、始まって47年目ですか。1985年の日本全体の水産の水揚げが1,180万トンくらいです。40年経って、2023年の直近で280万で、4分の1になっています。影山委員が言われたように、資源があり余ってる状況ではないものですから、そういうことも勘案しながら、これからの運営もやっていただきたいです。お願いします。

○西原副会長           最後にいいですか。案の5ページ、7承認の基準のイに5日以内の大会であるとして書いてあります。ですから、4月から10月までの間に大会を何回かやるという理解で良いですか。先ほど言ったように何日も出るという案は引っ込めても良いのでしょうか。

○JGFA 渡邊常任理事   いや。そこはですね、できましたら、その期間中の承認をいただければと。

○西原副会長           影山さんの意見ではないですけど、ルールなしで長い期間自由となってしまうと、先ほど言ったような問題も出てくるものですから、後ほど少し検討してみたいと思います。

それでは時間も来たものですから、JGFAの皆様、本日は御出席いただき誠にありがとうございました。

一度、ここで休憩に入ります。

(一時休憩)

○西原副会長                    それでは、議事を再開いたします。先ほどの私の質問の指示案 5 ページの件ですが、少し説明をお願いします。

○津久井主幹                    指示案の 5 ページ、7 承認の基準 (1) の「上記 (3) の場合の承認は」に、アからクとありますが、これは現状認めている大会です。大会して申請があった場合の承認の基準で、5 日以内で承認を出しているというものです。今回はそれに加えて、7 の (2) のところを御覧ください。「上記 2 (4) のときの承認は」とございまして、最後に承認期間は「承認期間は 5 (3) の指定の有効期間と同一とする」としております。これが今回新しく指示内容に加える部分となります。

○西原副会長                    もう一度説明していただけますか。

○津久井主幹                    指示案の 5 ページ、7 承認の基準 (1) のアからクは、これまでの 5 日以内の大会に係る部分です。その下、「上記 2 (4) のときの承認は」が新しく追加された部分で、半年間認めますという条文になります。

○伊藤事務局長                    4 ページに行ってもらって、6 の上に (3) があると思いますけど、半年間の間の 2 か月です。半年間ずっと認めるわけではないです。

○津久井主幹                    要はフリーにする期間を全体で半年間と決めます。それが 4 月の第 4 週から 10 月の第 4 週です。この半年のうち、指定法人が手を挙げて、指定法人の有効期間として認めてもらえるのが最大 2 か月間です。切れ目なくやったとして、最大 3 回の承認ということになります。2 か月の切り方は、手を挙げてくる法人の自由なので、5 月から 7 月、6 月から 8 月でも構いませんし、2 か月以内ですので、1 か月で手を挙げることも可能です。

○影山委員                        その後ろに書いてありますが、3 か月の場合はありますか。

- 津久井主幹            その後ろに但し書きしてあるのは、2か月で実績を作っていた法人に対して、ルールを守って適正にやってもらった場合には、最大3か月認めますということで、2×3が3×2になっただけであって6か月は超えません。
- 田口委員              今後は期間中に1つの団体だけでなく、別の団体も手を挙げる可能性があるということですか。
- 津久井主幹            はい。ただ、手を挙げることができる団体は過去に大会を開催したことがあり、それも3年連続で大会を開催してと書いてあります。要は縛りを結構つけて、誰でも手を挙げられるわけではなくて、3年連続で円滑に大会を実施した実績のある団体のみになります。重なることはあるかもしれませんが、現状では想定されません。
- それから指定区域については、先ほどありましたけど過去の大会を開催したエリアと縛っておりますので、JGFAさんに関しては下田の沖で実施していますので、そのエリアが最大で、それ以上は申請があっても駄目ですとなります。
- 例えば、浜名湖沖と御前崎沖では、シーネットさん、ヤマハさんが他の大会をやってますので、そういったところが指定法人として承認を受けることは可能です。先ほど言った条件をクリアしていただければ、同じように大会の場所を指示区域として、6か月間のうち2か月間やっていただくこととなります。
- 鈴木伸洋委員            この書き方は今までと同じだと思いますが、少し分かりにくいのが上記の2（4）とかの部分だと思います。上の番号から来るとは思いますけど、法律ではなくて規則だからよいですけど、法律の場合には、最初に非常に重要なことがあって、それぞれ定義しておいて、それぞれ細かいことを書くのが普通だと思います。このような書き方だと、今のような説明が必要です。事務屋さんはこれでよいのかもしれないけど、今日来た人たちとかが、本当に分かるのかなと思います。
- 吉野水産振興課長        今回は既に大会の部分があったものですから、付け加える形で少し複雑になりました。今回のひき縄釣だけで1本作ろうかと思いましたが、拡大する意図ではないので、ベースはそのまま加える形としました。ただ、一般の人たちのために、抜粋した形のものを作

ろうと思います。

先ほど説明で漏れていましたが、3ページから4ページの指定法人の指定の部分で、ヤマハの話もありましたが、全ては漁協の同意を得ていることを条件としています。それだけではなく、市町ですとか、観光協会ですとか、先ほどの伊豆の例ですと商工会議所とかもあります。全て漁協の同意を前提としたスキームにしているのが、今回の肝になっておりますので、単純に複数の法人から申請が出てきたから、すぐに行けるようなものではないです。寧ろ、今回はかなりきつい取り組みにしますので、それを上限として、それに他の団体が並んでくれるのであれば、そういうところも考えられますけれども、全ての団体にどんどん許可を出すような話ではないです。

○津久井主幹

4ページの6（6）に漁業者との協議という項目を記載しています。要は指定法人の指定を受ける前に、関係の漁業協同組合に事前に説明して同意を得ること、また、実際に始まったときに漁業者若しくは漁協から協議の申し入れがあったときは直ちにそれに応えなくてはならないとしています。常に会話してくださいと規程しております。

○鈴木伸洋委員

なるべく読みやすく記述してもらいたいと思います。特に西原委員が言われたような今までの大会の部分と、今度の重要な部分があるので、それを明確にしておいた方が良いでしょう。

○李委員

その関連ですけれども、当事者、関係者以外の社会に向けて、何かちょっと経緯も含めて、例えば5指定法人の指定の（2）のところにアからキまでありますが、気持ち的には、「漁業者サイドの資源管理の取り組みについて十分理解し、持続可能な資源利用の確保に向けて努める」みたいな一文があってもよいのかなと思います。

○吉野水産振興課長

複雑で申し訳ないですが、まさに6指定法人の条件の（5）に水産資源の保護という形で書いてあります。漁場管理や水産資源回復に向けた取組を積極的に実施しなければならないとしております。また、個別の承認者に向けても、6ページの8承認者の条件の（3）に水産資源の保護について書いております。ただし、李委員の趣旨も含めて考えたいと思います。

○田口員委員           それに合わせてですが、私も6（5）が気になっていましたが、漁場管理や水産資源回復に向けた取組というのは、漁協がやっていることですか。それとも、承認を受けた人が新たにやることですか。

○吉野水産振興課長       新たにやることです。例えば、彼らは伊豆漁協とある程度話してはいますが、フラッグを会員に売却するとか、それを例えば放流資金するといった形で漁業に協力することを考えているなどを伺っております。

○田口員委員           そうすると、ここは主語を入れた方がよいのではないですか。

○吉野水産振興課長       この（1）からは全て指定法人が主語になっていまして、「指定法人は、次に掲げる全ての事項を遵守しなければならない。」となっています。

○田口員委員           では、指定法人が独自にということですね。それと、指定法人が漁業調整規則に従うことは、当然ということですね。パンフレットの調整規則が脆弱でといった話は、本来は従わなければならないけど、そこを改正して欲しいというような話ですかね。

○鈴木伸洋委員           この指示が通ったら、パンフレットはかなり工夫していただかないといけないと思います。というのは、漁師さんだって漁業法があって、完全自由化なんかされていないです。

○日吉委員           ここでそういう話をするのではなくて、今はゼロなんです。それを伊豆漁協さんも、うちもそうですが、ブロックしようとしているだけの話です。そんな言葉を言ったって始まらないです。アナーキーな状態で、それをどうにか管理しようという話です。私もくどいですが、沖縄県はオープンしてるけど、都道府県でやるのは静岡が初めてだと思います。彼らは管理されていません。それをどうにか管理する。管理と言っても、法律的な根拠はないから完璧な枠になんてできません。私が心配するのはカジキならよいですが、クロマグロになったら大変なことになると言っています。

今日彼らが言ってくれて嬉しかったのは、啓蒙活動すると言ってくれたことです。警察でも保安庁でも、司法権のある県の取締船でもないから管理はできないけど、啓蒙活動をしてもらわないと次の

漁業者は大変なことになると言っているわけです。駿河湾では分からないかも知れませんが、伊豆半島の東岸には関東からやたらと来ます。恐ろしいほどの船団がいます。日本の人口の何%が関東圏にいるのか、あの船団が来ることを想像してください。

○眞鍋委員

私も全く知らないところから、毎月こうやって集まって、こんなに皆さんが厳しく自制しながら生活していらっしゃるんだと、いろいろとお話伺ってるんですけど、多分そのことは私たち以外は誰も知らないと思います。身に染みて感じるものはないと思います。

○日吉委員

マグロですよ、クロマグロをやって欲しいです。今回はカジキの話ですけど、クロマグロだったら大変なことが起こります。私たちはTAC法という刑務所まで行く法律があります。彼らは何もありません。我々がどれだけリリースしているかという話です。他の魚も全部逃げています。この現実があるのに遊びの人は法律が何もないわけで、それはないだろ、という話です。それを少しでも、こうやって啓蒙活動をすると言っていました。だとしたら、特に伊豆漁協がよいと言っているのだから、枠に入れた方がよいと思います。

○眞鍋委員

こういうことをやっていることを普通の人に知ってもらうための窓口の一つになる可能性がありますよね。ただし、これを見る限り、彼らも本当はまだ気づいてないと思います。もっと身に染みて分かっていたら必要があると思います。

○日吉委員

伊豆諸島でやっている彼らがフカセ釣りとかを見ていないわけではないです。どれだけ管理しているのか。伊豆漁協のはえ縄も、ジャンボ、ひき縄もどれだけ管理していますか。お正月ですよ。うちは大島に一番近いですが、大島の右側の港、波浮の港の方によりです。クロマグロしかいないです。東京都も神奈川県も静岡県の漁船も皆行っていないです。静岡県内のクロマグロはここで管理しています。それを厳しくやっているのに、片方ではアナーキーな状態が続いています。これで何か突破口ができるわけではないですが何か少しでも力になればと思います。だから、伊豆漁協も良いと言っていますし、それは自分たちも同じです。

○西原副会長

時間もありますので、事務局お願いします。

これまでの内容に指定法人等に関する内容を追加した上で、有効期間を令和7年4月1日から令和9年3月31日までの2年間として指示します。御了承された場合は、別紙告示案のとおり県公報にて告示する予定です。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

いろいろな御意見の中で、鈴木先生の言ったように途中でも変えることができるということです。この2年間の間にしっかりとした制度に持っていくべきだとは、原案とおりの御了承いただけますか。

異議なし。

ありがとうございました。それでは、ひき縄釣による水産動物の採捕について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項ア 静岡県資源管理方針の変更について、諮問事項イ くろまぐろ小型魚及びくろまぐろ大型魚に関する令和7年度における知事管理漁獲可能量の設定について、こちらは関連がありますので、一括して事務局から説明をお願いします。

資源管理方針の変更、来年の管理区分ごとの数値設定、再配分後の処理、について併せて諮問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

1の概要に記載の資源管理の経緯につきましては、過去から御説明しているところでありますので割愛しますが、来年度、日本の漁獲枠について増枠が決まりましたので、下線部の部分について説明します。令和6年に太平洋クロマグロの資源量が回復基調にあるため、WCPFCの年次会合で2025年以降の日本の年間漁獲枠について、大型魚1.5倍、小型魚1.1倍となることが合意されました。これを受けて、知事管理漁獲量も増枠されました。具体的な数量については後ほど御説明します。

まずは資源管理方針の変更についてから御説明いたしますので、その下の1 静岡県資源管理の方針についてを御覧ください。

資源管理方針の概要につきましては（１）のとおりです。くろまぐろは小型魚、そして大型魚に分けて策定し公表しており、ここに県としての管理の手法、例えば漁船漁業や定置漁業の定義や漁獲時期、報告方法等を個別に定めながら、県全体の枠の配分の考え

方等について定めています。

その下の（２）になりますが、今回の変更概要です。一つ目は、国の資源管理基本方針に基づき 0 歳魚の漁獲を増加させないための努力規定を追記するものです。これは本年度、WCPFC において小型魚の増枠後も 0 歳魚、2kg 未満の漁獲を基準年の平均漁獲実績の 2 分の 1 の数量から増やさないため、あらゆる努力をすることとされたことを踏まえたもので、都道府県では 0 歳魚の漁獲を令和 6 管理年度の水準から増加させないための努力規定を設けることになりました。二つ目は、くろまぐろ大型魚の漁船漁業等のうち、ひき縄漁業への配分を変更したいというものです。今までは、当初配分の 1 割がひき縄に配分されていましたが、直近の令和 3 年から 5 年の漁獲実績に応じて配分することとしました。数量に関しては、次の知事管理漁獲可能量の設定で説明しますが、割合としては漁船漁業の約 3 分の 1、当初配分の 2 割になり数量が増えることになります。以上が資源管理方針の変更に係る部分になります。資料 6 ページに新旧対照表を添付しております。

大型魚の配分方法については確認のため読み上げますので 7 ページを御覧ください。別紙 1－6 の第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準に配分の仕方が記載されております。

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本件に当初配分された漁獲可能量のうち、おおむね 8 割を過去の漁獲実績に応じて漁船漁業等管理区分の全体と定置漁業管理区分に按分し、残りの概ね 2 割を本件の留保枠とする。漁船漁業等管理区分における配分については、まず、くろまぐろひき縄釣漁業の漁獲実績に応じて配分する。次に、その他漁業に 0.5 トンを配分し、くろまぐろはえ縄漁業には、漁船漁業等全体に配分された数量から、残りの数量を配分することとする。

以上が配分方法の説明になります。なお、変更については事前に水産庁と事前協議を済ませております。

次に、2 の令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について御説明いたします。資料の 1 ページ目の 1 番下の 2 を御覧ください。まず、静岡県令和 7 管理年度の県別漁獲可能量は 2 ページ目の上の表のとおりです。小型魚は 41.7 トンで 1.4 倍、大型魚は 48.1 トンで 3.3 倍となります。静岡県は、特に大型魚の配分の増加率が高く、これは国の配分の基準が直近の令和 3 から 5 年の実績で都道府県に配分したことが大きく影響しており、静岡県は直近の消化率が

高く、融通や譲渡をうまく活用したため、漁獲実績が高くなり配分比率も高くなりました。

次に、この数値を令和 7 管理年度にどのように配分するかをお示ししたものが（２）の表となります。配分の考え方は先ほど読み上げました資源管理方針に記載されておりますが、小型魚の場合、全体が 41.7t で 2 割を留保、8 割を基準年の実績によって、漁船漁業と定置漁業に概ね 3 対 1 の割合で配分します。その後、期間別に数量を割り当てると表の値になります。次に大型魚について、全体が 48.1t で 2 割を留保とし、8 割を小型魚と同様に漁船漁業と定置漁業に基準年の実績によって、概ね 3 対 1 で配分します。その後、漁船漁業全体の約 3 分の 1 をひき縄に配分し、旋網漁業の混獲枠を想定したその他の枠に 0.5t 配分し、残りをはえ縄漁業に配分します。基準年については表の下に小さく記載しておりますが、今までとおりの平成 22 から 24 年と平成 27 から 29 年の実績を基に漁船漁業と定置漁業に配分し、ひき縄漁業は直近の令和 3 年から 5 年の実績を採用しております。

先に御説明した資源管理方針の変更及び来年度当初の数量配分につきましては、本日の委員会にお諮りする前に、県内 3 箇所で見聞聴取会、2 箇所で説明会を開催し、文書にて県下の沿海漁協さん、関係団体さんにも意見照会したものを今回お示ししているという状況です。本日の海区で問題無い旨の答申をいただきましたら、こちらでも知事から農林水産大臣宛に数量設定にかかる承認申請を行います。

最後に 3 令和 7 管理年度当初に行われる国の繰越し処理による再配分後の処理について御説明します。WCPFC の決定事項として、令和 6 管理年度の残枠については、国全体として当初数量の 17%まで翌管理年度へ繰越が認められています。このうち、沿岸漁業分においては、都道府県配分量の当初の 10%までが自県繰越し可能となっております。この繰越し数量については、令和 6 管理年度の繰越し数量を 4 月中旬に確定した後、数値の処理を行いまして、農林水産大臣から静岡県への追加配分の変更が通知される見込みです。数量につきましては未定ですが、自県繰越し分として本県の最大値は小型魚が 2.9 トン、大型魚が 1.4 トンです。こちらは 3 月の消化状況によっては少なくなる可能性もございます。それから、都道府県の自県繰越し以外の数量を一旦国が留保として持ち、それを再配分する予定です。配分量につきましては未確定ですが、再配分された枠を有効

に利用するため、あらかじめ配分方法を皆様にお諮りしたいと考えております。

再配分された数量の配分方法について下の（１）に記載しております。静岡県に再配分された数量を漁業種類別、これは漁船漁業等と定置漁業の２種類です。この２種類に配分する際は、県別 TAC の開始時に国が都道府県の数量を定めるに当たり実績を採用した時の実績比率で配分します。小型魚については、１年を３期間４か月ごとに分けて管理しておりますが、急な群れの来遊がいつあるか予測できませんので、これに対応できるように、また漁獲枠の増分を効率的に利用できるよう、漁船、定置いずれも４から７月の期間に追加配分したいと思います。大型魚については、過去の実績比率で配分した後、定置はそのまま配分しますが、漁船漁業等につきましては、追加分をはえ縄漁業及びひき縄釣漁業に２分の１ずつ配分したいと考えております。状況説明は以上です。

なお、参考に本年度の消化率を載せてありますので、簡単に本年度の状況について御説明します。昨年度と同様の傾向ではありますが、定置漁業における小型魚の消化率が高く、２月 25 日に期間別の消化率が 80%を超えたので留保を一部開放しました。定置漁業では小型魚の入網が多く、以前から放流を実施していましたが、それでも死亡個体などの水揚げで消化率が増えている状況です。その他、漁船漁業の大型魚枠は、昨年並みの消化状況です。漁船漁業の小型魚と定置漁業の大型は昨年の傾向と異なり、消化率が低い状況にあります。本年度の状況は以上となります。

次に添付資料の確認です。添付資料として、５ページに資源管理方針変更にかかる知事から海区会長あての諮問文、次の６ページ以降に、資源管理方針の変更点をお示しした新旧対照表を添付しております。８ページから 18 ページまでは新旧対照表でお示しした変更箇所を下線部分にてお示しした資源管理方針の溶け込み版となっており、19 ページに告示案となっております。ここまでの資源管理方針の変更点です。続きまして 21 ページが令和 7 管理年度の本県に配分される漁獲枠の大臣からの通知文書、22 ページが知事から海区会長宛での配分された数量を知事管理区分としてどのように分けるかについての諮問文、23 ページがその告示案、24 ページが令和 6 管理年度の繰越分を再配分した際の数値処理についての諮問、最終ページが法令根拠となります。以上、一連のものが来年度のくろまぐろ資源管理にかかる諮問の詳細となります。

資料の3ページにお戻りください。2の諮問事項の部分になります。1資源管理方針の変更については、漁業法第14条第9項の規定に基づく方針の変更について、同条第4項の規定に基づき諮問いたします。2の知事管理漁獲可能量の設定については、年度当初分を対象とし、漁業法第16条第5項で準用する同上第2項の規定に基づき諮問します。3国の繰越し処理による再配分後の知事管理漁獲可能量の変更については、漁業法第16条第5項で準用する同上第2項の規定に基づき、特定水産資源くろまぐろ小型魚及びくろまぐろ大型魚の知事管理漁獲可能量の変更について諮問いたします。

なお、今回の諮問で問題無い旨の答申をいただいて、告示する際に軽微な変更があった場合には、事務局に修正を御一任いただきたいと存じます。以上で説明を終わります。御審議の程よろしく願います。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、クロマグロTACについて、令和7年度当初の漁獲可能量の配分と令和6年度からの繰越し処理による追加再配分の方法について、御審議をいただきたいと思っています。

○西原副会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたら願います。

○日吉委員

今回は大型魚のひき縄釣への9.5トンの配分ありがとうございました。大型マグロはほとんどが伊豆漁協で、いとうは実際には1匹も釣れない状態でした。それは遠州も駿河湾内も同じだったと思います。メジを釣っていて31kgが掛かったら縄を切らないといけなかったわけです。伊豆漁協だけでシェアしているのは、少し良くないではと思っております。組合員からも、高田委員と2人で海区に行っていて1匹も釣れない状況はあり得ないと吊し上げにあっています。今回、漁船漁業へ9.5トンを分けていただいたことは、今後に向けて良かったと思います。

定置の話に戻ります。2月に大量入網があつて、県の留保枠から配分していただきました。それでも、消化率は75%で、今日も放流しましたが非常に厳しいです。最近はキハダと一緒に来たり、ソウ

ダカツオと一緒に来ることもあって、非常に操業しづらい状況にあります。山崎さんも、いつも気に掛けてくれています。一番怖いのはブリと一緒に来ることです。何度も説明していますが、マグロは網を下げて逃がします。ブリは最初に網から出てしまうので、一緒に来なければよいなと思っています。後1か月を何とか乗り切れればと思っています。枠を超えるのが非常に怖いので、定置協会は自主的な管理で、小型魚は1日1網50kgまで獲ってよいことにしています。大型の消化率は24%です。私1人で決められる話ではないですが、残り2週間くらいで50%くらいは漁船漁業へ渡してもよいかなと思っています。ちょうど14日に定置協会の役員会がありますので、皆さんに納得してもらえれば、漁船漁業にあげて消化率を上げるようにしたいです。

もう一つは県に質問で、消化率80%という枠があります。先ほど御説明いただいたのは、繰越しの17%の7%が国にいて、10%が県に来るということでしたが、80%というルールもありますよね。それはどういうルールだったのでしょうか。

○山崎主査

計算方法が非常に複雑ですが、消化率が80%を超えた県には、10%の繰越しとは別にメリット配分があります。残った量がどの程度か分からないので何とも言えませんが、消化率80%を超えた県にはメリット配分として数トン再配分されることになっています。

○日吉委員

それがありますので、定置が持っている大型の枠を漁船漁業にあげて、消化率を上げられればと思います。こちらには厳しく管理させておいて、80%超えればあめ玉をくれるというのは、非常に矛盾した話です。

小型魚は漁船漁業の消化率が低いです。定置ではブリが来たときに対応できないことがあるので、そのときは漁船漁業の人も協力していただければと思います。

○西原副会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

○李委員

平成22年からですので15年目ですね。消化率に関する話ですが、これまで非常に厳しく管理されてきて、資源の変化や環境変化もあると思いますが、厳しい管理をやっていけずに漁業者が減った

りですとか、経営体が撤退したりもあって、今回せっかく増枠されたにも関わらず、消化率が進まないということもあるのかなと思います。その場合は経営のケア的な話にもなるのかなと思います。その辺はどういったお考えでしょうか。

○山崎主査

漁船漁業については、クロマグロを主としてやっている方は少ないです。大型魚で言えば、実績で配分されるので、当初調べたとき下田はえ縄船3隻が主としてやっており、それが基になり配分が決まりました。

海の状態が変わってきて、クロマグロがいるのに獲れないという声は聞いていますので、寧ろ資源が増えたのでクロマグロに頼りたい漁師さんが多いと思います。そういう意味では、期待をしたい資源として見てよいのかなと思います。ただし、40数トンで足りるかという疑問なので、県としてできることは、実績を増やして、できるだけ配分をもらって、少しでも収入になればと考えています。

○日吉委員

直近3年の漁獲実績で今回の配分が決まりました。先ほどから私が言っている放流実績は1匹も考慮されていません。これはあまりにもひどいと思います。まだ静岡は少ない方で、日本全体の定置で見ると、とんでもない量を放流しています。放流尾数をカウントできないので数値はアバウトになるかもしれませんが、くろまぐろ部会で何度も言っているのは、放流することの大変さを何も分かってくれないで、直近3年の実績だけで県に配分されてしまいます。漁船漁業の人も縄を切ったりしていますが、それも何も考慮されていないのは残念だなと。これからしっかりやらないといけないことかと思っています。以上です。

○西原副会長

他に御意見のある方はいらっしゃいますでしょうか。それでは、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○西原副会長

ありがとうございました。それでは、諮問事項ア 静岡県資源管理方針の変更について、諮問事項イ くろまぐろ小型魚及びくろまぐろ大型魚に関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、諮問事項ウ 特定水産資源するめいかに関する令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

事務局の津久井です。諮問事項ウ 特定水産資源するめいかに関する令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について御説明します。

資料 2 を御覧ください。まず、資料の構成を御説明します。1 ～ 2 ページが諮問内容の概要と諮問事項となります。3 ページが県公報告示案、4 ページが国からの配分通知、5、6 ページが参考資料として当初配分の考え方と漁業法の関係条文抜粋、末尾の 7 ページが知事からの諮問文となっております。

知事管理漁獲可能量の設定について御説明いたします。まず、都道府県漁獲可能量の設定について 4 ページを御覧ください。これは令和 7 管理年度のスルメイカの国から本県への当初配分通知となります。配分を現行水準と定めています。現行水準と定めた根拠については、5 ページのとおりで、こちらはこれまで何度か説明しておりますので説明を省略させていただきます。

1 ページにお戻りください。知事管理漁獲可能量（案）について御説明いたします。ただ今、御説明したとおり、国がスルメイカを現行水準と定めたことを受け、知事管理漁獲可能量を令和 6 管理年度と同様に表のとおり現行水準と定めたいと存じます。

施行の際は、3 ページの内容により県公報に告示し、県 HP でも公表予定です。なお、字句等に軽微な修正があった場合については事務局に一任いただきたく存じます。

参考の県資源管理方針の制定の経緯と県方針の変更については、何度か説明しておりますので説明を省略いたしますが、今回、都道府県漁獲可能量に変更がなく、知事管理漁獲可能量の設定も変更ございませんので、変更は不要となります。

それでは資料 2 ページの諮問事項になります。特定水産資源するめいかの令和 7 管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について漁業法第 16 条第 2 項の規定に基づき諮問いたします。御審議の程、よろしくをお願いします。

○伊藤事務局長

ただいま、担当から説明がありましたが、皆様には、スルメイカの令和 7 管理年度における知事管漁獲可能量を現行水準と定めるこ

とについて、御審議をいただきたいと思います。

○西原副会長

ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて漁業者委員と学識・中立委員の双方から御意見、御質問を伺いたいと思います。では、最初に漁業者委員から御意見等ありましたらお願いします。

○日吉委員

静岡県は現行水準ですので影響がないですが、スルメイカの漁獲量は97%減りました。Wedge という雑誌に載っているので皆さんも見ているかもしれません。国の資源管理の会議に行くと、沖底の人などは、「まだいる、獲らせろ」と言っています。来年のTACは19,200トンになりました。23年度の漁獲量は15,705トンでした。昨年のTACは65,000トンくらいありました。何を言いたいかというと、あまりにも天井が高くてTACが効いていません。

しっかりと管理しないと何が起きるか。少し勉強してみると、沿岸国が管理している魚種については、国際条約で管理対象魚種になります。国際会議のNPFCがサンマのときにやりましたが、サンマは手遅れでした。漁獲量が97%減ったというのに、来年のTACは昨年の実績より少し多いです。太平洋のサバも同じようなことをやっていて、TACが8割カットされます。マサバについては、ロシア、中国の船団がやって来て結構獲っています。しっかりと管理しないと外国に言えないらしいです。沿岸国がしっかりと管理していれば、国際条約で他国が獲らないように言えるらしいです。サンマも適用されて厳しくなりましたが、少し遅かったと思います。もっと早く管理していれば、中国、台湾に言えたのかなと思います。

北川定置はスルメイカを一番獲るところでした。今日も30kgくらいでした。魚価は2024年の国の平均が1,685円でしたが、10年前は150円で流通していました。小田原の今年一番の高値は2,500円でした。スルメイカの値段が、アオリイカやヤリイカに近い値段になっています。安い塩辛を見ないと思います。資源管理はやらないといけませんが、私も網を営営していて団体の代表をしていますので、やりたくはないです。ですが、今は環境の変化や外国船も要因ですが、何かおかしいと思います。やはり、TACが効いていないです。

マグロは完璧に外国、アメリカの圧力でした。太平洋クロマグロは太平洋全体の資源ですから、アメリカがやれと言いました。WCPFC

で資源管理をやらされたから、たった10年でとんでもなく増えました。自分が漁師になった頃はメジなんか見なかったです。資源管理はどこかで痛みを伴います。その痛みは、多少は県や国が何かしてあげるとか、クロマグロは積み立てプラスの強度資源管理で水揚げの95%まで補助する制度がありましたが、それが北海道や東北のサケの不漁対策で使われるので、来年から徐々に減っていきます。スルメイカに関しても、どこかで管理しないと日本人が食べれなくなると思います。以上です。

○西原副会長

では、次に学識委員、中立委員から御意見、御質問がございましたらお願いします。

特に意見もないようですので、このことについて、原案のとおり了承してよろしいですか。

○各委員

異議なし。

○西原副会長

ありがとうございました。それでは、諮問事項ウ 特定水産資源するめいかに関する令和7管理年度の知事管理漁獲可能量の設定について、原案のとおり了承します。

続きまして、協議事項 静岡海区漁業調整委員会文書管理規定の改定について、事務局から説明をお願いします。

○津久井主幹

資料4を御覧ください。文書管理規定の改定について御説明いたします。静岡県では、公文書は県民共有の財産であり、県民の知る権利を尊重するという基本姿勢に立ち制定しました静岡県公文書等の管理に関する条例を令和6年3月28日に交付いたしました。本条例は令和7年4月1日から施行すると定められており、静岡県の全ての組織が条例により新たな文書管理規程を作成するため、ひな形をベースに全ての所属で作業を進めており、現在開会されている2月議会に上程されております。海区漁業調整委員会も同様であることから今回委員会にお諮りするものです。規程案で、第6条、7条、22条に数字の入っていない箇所がありますが、これは2月議会の議決後に確定するためです。議会終了後に数字を埋めた後、県公報にて公示いたします。説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

- 西原副会長                    ありがとうございます。ただいま、事務局から説明がありましたが、このことについて、御意見等ありましたらお願いします。
- 特に意見もないようですので、このことについて、以上とします。
- 以上をもって、本日予定していた議事は全て終了しました。それでは事務局に進行をお返しします。
- 伊藤事務局長                    西原副会長、長時間にわたる議事進行ありがとうございました。
- 伊藤事務局長                    今回は今期最後の委員会ということで、本来でしたら局長の山下から挨拶する予定でしたが、他の様で出てますので、後ほど挨拶するというので省略させていただきます。
- 最後に委員の皆様より 1 期の方も 2 期の方も 3 期の方もいらっしゃいますが、御挨拶をいただければと思います。端から順番に李先生の方からお願いします。
- 李委員                            長い間ありがとうございました。たくさん勉強させていただきました。
- 同じ一次産業でありながらも、漁業というのは、農業林業とかと違って、水産業という名前がもうひとつあるように、本当に複雑な産業であると思います。社会科学の業界では、特に管理・ガバナンスといういった分野では、日本語で言うと「やっかいな問題 Wicked problem」というのをよく議論します。すなわち、これといった正解がなく、即効性のある解決策がなければ、定式も公式もない、ちょっと間違えた場合は重大な結果をもたらす等などの特徴を持ち合わせる問題のことです。この「やっかいな問題」を、漁業は本当にたくさん抱える分野だと思っています。
- 従って、政治家や行政、あるいは研究者が偉そうにこうしなさいと言うだけでは、問題解決になりません。皆が一緒になって現場の意見も受け入れながら、管理のあり方を考える必要があるかと思います。「例え、どんなに善意にあふれていても、正しい解決策を求めようとするインセンティブが最も高い現場の人々より、行政や政治家のほうが問題解決をうまくできると信じる理由はない」と、ノーベル経済学賞を受賞したエリノア・オストロム教授が語ったのもその所以です。その意味で、この海区の場は大切だと思います。他の県の海区は分からないですけど、静岡の海区は話ができる場であったと思いますし、それを支えてきた静岡県の方行政の方も現場に足を運びながら頑張っていらっしゃると思います。今後も引き続き、そ

のような行政のあり方でいて欲しいと思います。海区の任期は追えますが、どこかへ行くわけではなく、日本に、そして静岡にいますので、また今後ともよろしく願いいたします。

○田口委員

田口です。1期務めさせていただきました。漁業の民主化という言葉が漁業法から無くなるという中で、海区漁業調整委員会がどうなってしまうのかと気になっていましたが、静岡県の場合は皆さんが各地の漁模様を話してくださり、また1人1人が発言してくださり、すごく勉強になりました。また、その後も心強く発言できました。

欲を言えば、私は土地勘がないので、例えば駿河湾とか相模湾の立体模型みたいなのを作っていただいて、この場所が、この水深でというのを示しながら説明してくださるとより理解が深まり、きちんとしたことを言えたのではないかなとかと思いました。いろいろ本を読んで勉強するのですが、なかなかそこが行き届かなかったという反省があります。

それから、各地域の人たちの声を聞くべく現地開催、あるいは現地の人がオンラインで海区の会議を見てもらえるようにしていただければと思っています。また余計なことを言うかと思いますが、引き続きよろしく願いいたします。

○安間委員

私は元々は門外漢だと思うんですから、この場に出させていただいて大変勉強になるところもありました。

九州長崎の五島の方の海上洋上風力を25、26、27日と見に行ってきた、昨日帰ってきたところですけど、浮体式というもので、水深100mのところにあって、そこが漁礁になってるということで大変勉強になりました。

また、先ほど申し上げましたが、日本の水産業の水揚げは1985年に1,130万トンぐらいでしたが、23年実績で280万トンで、40年前だと世界でもトップの水産国だったんですが、今は世界的には7位か8位くらいになってしまったと思います。水産資源の管理という意味では、この委員会は大半の意義がありますし、また、静岡県はこれに関しては割と真面目に国の指導の元で取り組んできたということのマイナス面も少し見られるかなと思います。これからはそういうところも検証して、この海区委員会で意見を申し上げながらやっていくのが良いかなと思います。これからそれぞれ継続される委

員の方はそこら辺も頭に置いていただいて、今後に生かしていただけるとありがたいと思います。大変勉強になりました。ありがとうございました。

○鈴木伸洋委員

鈴木伸洋でございます。私は影山委員と一緒に、いわゆる前の漁業法と新しい改正漁業法の狭間に委員をやらせていただきました。日吉さんも同じだと思います。一応区分としては学識委員ですが、学識は全くないものですから、学識委員として本当に役割を果たせたのかは少し反省をしなければいけないところで、事務局にはうるさいことばかり言う委員だったとは思いますが勘弁をしてください。

私は、もうこれで任期は終わります。私の後任は、おそらく東海大学の水産学科の元教授で、私は増殖学と生理学を教えたのですが、今度は水産学科で資源学を教えていた福井篤というものが私の後任になると思います。学識委員としては、私よりも適任ではないかと思っております。

ただ、旧漁業法と新漁業法の狭間の中で、すごく感じることは、この漁業調整委員会っていうものの役割だと思っております。もう少し辛口に言えば、水産庁が面倒くさいことを全部県に押しつけている漁業法だと私は感じております。それだけに、本来ならば県がもっと主導的に、県の意向で出来れば良いのですが、日本はお役人がどうしても強いので、今日の話のように、県の漁業調整規則というような中で、先進的にいろいろと委員会の中で発展していただいて、いわゆる本当の意味で静岡県がこういうような先進的なことをやり始めたというようになってもらえればありがたいと思っております。静岡県の県民の皆様には、役立たずで大変申し訳なかったなと思っております。どうもありがとうございました。

○渡邊委員

浜名の渡邊です。自分はこの委員に選ばれましたけども、人前に立って喋ることは全然慣れてなくて、今回はクロマグロでも小型の方には関係しますけども、ほとんどがカツオで混獲するというだけであって、クロマグロをひき縄で釣るということは殆どないです。このような自分たちの専門から外れてるようなことばかりで、知識も全然なくて、たまに西原委員の方からいろいろと代弁していただいたりして結構助かっていました。自分としては本当に人前で喋るとか全然できなくて、意見もうまい具合に言えないものですか

ら、4年間、皆さんものお力添えになれなかったと思いますが、いろいろ勉強になったと思います。どうもありがとうございました。

○内山委員

内山です。漁業者として大変恥ずかしいことですが、この場に出まして、静岡県には定置網があるとか、キンメがあるとか、いろいろな漁法があって、私たち浜名や遠州灘とは全然かけ離れた漁法であって驚愕していましたが、今更ですけど、ここへ来て勉強になったことをありがたく思っております。

浜名湖に関しては、良い報告がなかなかできませんでしたが、これからどうしたら良いのかは、なかなか考えるのは難しいですが、これからの若い人たちやこれからの後継者が何とか生活できて食べていけるようなことを、この漁業委員会で皆さんで検討していただきたいと思っております。どうもありがとうございました。

○影山委員

専門委員の影山です。私事ですけど、この委員会は28年前から務めさせていただいております。水産試験場に採用していただいてからは、今年の3月末で、ちょうど50年になります。最後まで水産に関わらせていただいてありがたいと思っております。仕事に関わることにについては、本日が卒業式みたいなもので、本当に長い間お世話になってありがたかったと思っております。

今日の会議の中で少し発言をさせていただきましたけど、やはり水産資源を利用するという中で資源の持続的な利用のためには、資源の的確な評価、またそれを踏まえた漁獲コントロールの調整、これが繋がって、しっかりと現実の海の状況に合った漁業が行われていくということが大事だと思います。そういう中で、この会議の中では活発に議論されて、静岡県の漁業が少しでも良い方向に、今後も行っていきたい、進めていきたいと思っております。

また、ひとつの考え方があって、もう少し資源評価の情報とか、そういうものを、全てではないですが、水産試験場からの資料提供とか、そういうことがあっても良いと思います。活発な議論の中で、ぜひ、的確な漁業の調整管理がされていくという方向で、今後も進んでいっていただきたいと願っております。本当にありがとうございました。

○真鍋委員

真鍋です。なぜ私がここにいるのか、自分でも分からないくらいです。私はフリーライターで、夫がカメラマンで、2人で人の生活

を記録しながら、本や雑誌などに書かさせていただいております。そのうちのひとつが漁業でして、東京湾がフィールドですが、東京湾なので静岡とは全くスケールが違うもので、漁業の特色などがすごく違いました。その中で、全漁連の広報誌のお仕事で、20年くらい東京を含め全国の沿岸の漁業者からお話をお伺いして歩いてまして、何かの御縁でこちらにお邪魔したのですが、あまりにもスケールが違って、全く知らないことばかりで質問ばかりになってしまい、お邪魔で申し訳ないとは思っておりました。

しかし、途中で少し気持ちを変えました。知らない私が皆さんにお話をお伺いする中で、素人の方が少しでも分かるように、あえて質問をして、それを議事録に書いていただくということを念頭にやっております。それでも全然役に立っていないと思いますが、いろいろなお話を伺うのと同時に、私もやはり勉強したいと思っております。最初にこの委員を引き受けさせていただくときに、県内の漁業者のお仕事を見て私も勉強したいという考えもありました。ちょうどコロナで全然行けなかったのが、今すごい勢いで皆様のところに伺っていて、今日も内山委員のところに行かせていただいて、シラスウナギはどうやって採るのかも見せていただきましたし、あと安間委員のところではナガラミはどうやって獲るのかということや、橋ヶ谷委員のところとか、いろいろ見せていただきながら、少しずつ理解できるようにはしたいと思っていましたが、もう終わってしまいました。伊豆半島がまだなので、一度見せていただきたいと思っております。鈴木会長のところにも是非行けたらと思っております。もう少し勉強させていただきたいので、これからもまだお邪魔させていただきたいと思っております。

今もそうですけど、毎回毎回、話を伸ばしてしまってます。でも本当に面白くて静岡への愛がものすごくありますので、また来たいです。どうもありがとうございました。

#### ○三浦委員

2期8年務めさせていただきました。私の立場は中立委員ということで、1市民1県民として、話を伺っているだけで精一杯で、なかなか気の利いた質問もできずに申し訳なかったです。

私の本業の方は、資源があった上での栄養ということで、栄養学を専門に学生に教育しているものですから、魚はすごく資源が減っているから大切に扱わないといけないとか、そういう教育には生かさせていただけたと思っております。魚離れしている子供たちに対して、

魚の料理方法を学生たちが教えたりという講習もやったりしますので、魚を大切に食べていただくような教育はこれからも続けさせていただきたいと思います。本当にお世話になりました。ありがとうございました。

#### ○金指委員

1期務めさせていただきました。私は田舎の育ちで、網元の息子で中央に行く機会がありませんで、初めてこういう場に出させていただきました。静岡県の漁業、水産業をこれだけの方々が真剣に考えて、資源やルールのことも含め、全て海区漁業調整委員会で決まっているんだということを改めて知りました。地域の人間もこういう場で全てが決まっていることを知らなかったと思います。ぜひ、議事録なり、ホームページなりを読んで、こういう形で静岡県での漁業が成り立っていることをみんなに知ってもらいたいと思います。

皆さんの学識と、素晴らしい意見に感動したり怒ったり、日吉委員とやり合うのが何より楽しくて、そんな中で、もう1期務めることになりました。諸先輩方の貴重な意見を、今度は個人的な立場を少し抜きにして、もう少し委員としてしっかりとした意見を述べて貢献できたらと思っています。ありがとうございました。

#### ○高田委員

高田です。自分は漁業士枠で出てきました。漁業士には、東の伊豆から西の浜名の方までの漁業者がいて、みんな沿岸漁業です。この2、3年は特に厳しい状況で、みんな言うことは本当に苦しいという言葉ばかりで、それでも資源管理をやっていかなければいけません。そういう中で、自分は去年に会長を卒業しましたが、これからの県下の沿岸漁業のために頑張ってくれとみんなに言われております。だからこそ、勉強にもなりましたし、自分でもいろいろなことに目を向けたり、見聞きしたりできました。静岡には550キロの沿岸があつて、そこには漁業者が暮らしていて、なぜこんなに静岡の漁業が苦しくなったのかなという思いが大きくあります。

それとは別に、キンメとサバとマグロでかかっているのもありまして、海区委員会の中から広調委の委員にも選ばれました。太平洋広域というのは北海道から宮崎までとても広いです。その中で、先ほど説明もありましたが、クロマグロの遊漁部会というものができまして、遊漁者の代表の方たちと漁業者の代表としてやり合っ

ました。やはり一番の問題はプレジャーボートで、これはこれから多くなっていくと思います。伊豆にいて、神奈川、東京、その海面に一番近くにいる漁業者ということで、水産庁に名指しで呼ばれてしまって会議出ているのですが、遊漁のマグロの枠が今度から 60 トンで月では 5 トンになって、その中で先ほど説明のありましたように、遊漁船やプレジャーについては釣ったものをメジャーと合わせて写真を撮って、それをすぐ送るようになっていきます。段々と規制が厳しくなっている中で、プレジャーを含めた遊漁については同じ漁場で操業する中で、漁業者が負けないようにと思って自分としてはいろいろしているつもりですけど、相手が相手なので苦しいときもあります。やはり話をしないと分からないので、漁業者の立場、沿岸漁業者の立場で、自分は代表として話をしています。

この場については、すごく勉強になったこともあり、自分なりにありがたいと思っております。もう 1 期残りますので、またよろしくお願いします。以上です。

#### ○日吉委員

まず 13 年です。漁業法改正のイレギュラーで、本来は 12 年で終わるところを 13 年やっております。事務局にもいろいろ御迷惑をかけたかもしれません。30 年も議事録が残るということで、たくさん喋ってしまって、御迷惑かけたと思うところです。

先ほど内山委員がおっしゃってくれたのと同じです。次に繋げるしかないです。だからお喋りでした。金指さんともやり合いました。でも、今はターニングポイントだと思っております。どうにかして次の世代に繋がたいです。定置網は、静岡県では女性も参入していて、僕のところにも若い子たちがたくさんいます。毎日一緒に仕事をしてると、この子たちにどうにかして残さなければと絶対人間なら思うはずです。正直なところ、どこの網にも年寄りはいないです。絶対残したいので、ここでもいろいろな発言をさしてもらいました。気分悪くした方もいたかもしれませんが、間違っていないと思っています。

なぜかという、クロマグロのところに戻りますけども、今から 13 年前くらいに、**三田会館**というところで初めてクロマグロの資源管理が議論されました。まさにアメリカから圧力がかって、WCPFC という組織により、訳の分からない配分をされました。小型マグロは 2,007 トンという配分でした。日本定置は沿岸漁業で唯一、全国組織になってる組織で、北海道から九州まであって、それなりに発

言力ある団体ですけども、クロマグロの管理には団体でずっと反対してきました。放流が難しいからです。でも、今考えてみると、魚は管理すれば増えることを思い知りました。だからここでもいろいろな管理のことを言いました。さっきも言ったとおり、私も小さいながら網会社の社長です。従業員もいます。財務を見なければいけないです。管理なんかしたくないです。

例えば、ブリもこの4月からTACに入ります。ブリは定置が6割以上を獲っていて、定置が一番主導権を取りました。水産庁がロードマップというのを作っていましたが止まっていました。改正漁業法の条文ではMSYに則ってやるとなっていますが、マグロ以外ではほとんどできていません。ですが、ブリでは日本定置が突破口を作ってTACになりました。そうしたら、その流れでタイだとかいろんな魚が入ってきました。

私は毎日沖に行っているので分かるんですが、この間も国の方の水産政策審議会資源部会というところに行っています。思うことは、今は消費者団体の委員の方も私側です。私が一番嬉しかったのは、全漁連の偉い方が出ていますが、昔は魚がいるから獲らせろでした。全漁連も180度変えてきました。資源管理をしないと漁業が持たない、漁業組合が持たないという考えだそうです。だから、静岡にいると意外と気づかないことかもしれませんが、全漁連すら、マグロを見たから資源管理をちゃんとやろうとシフトしたんです。

先日の水政審でスルメイカがTACに入りました。97%減というのが大きなニュースにもなっていました。水研のスルメイカ資源評価の一番偉い人だと思いますが、1年魚をどうやって資源評価しているのか、資源予測できるのかと聞いたら、議事録にも載っていますが、彼ははっきりと答えました。スルメは1年魚だから資源評価できないと。水産局にいる方は水産の学校を出てるから十分に御承知だと思います。1年魚をどうやって評価するんですか。獲った獲れなかったでしか評価できません。水研の部長は評価できませんと言いました。評価できないものを何でゆるゆるなTACにするのか、というのが僕の答えだったんですけど結局評価できないです。海の評価は本当に難しいと思います。橋ヶ谷委員や私たちも関係する太平洋のマサバは静岡県の県魚です。次回のTACを8割カットすると言って、そこまで資源が痛いです。

先ほども言いましたが、管理をしていないと外国が獲ると言った場合、条約に基づいて外国に何も言えません。EUまでが太平洋のサ

バを獲らせろと言ってるの知っていますか。ロシアと中国は既に来ていて、EU までが日本に交渉しています。資源評価でサバがいると言ってしまうからです。それが今の現実です。次世代の漁業者にどうにか繋げたいからいろいろな発言します。でも嬉しいのは全漁連が後ろに付いてくれました。あの全漁連ですら、資源を守ろうという側にシフトしました。

以前、原委員が言っていて衝撃を受けました。静岡新聞とか静岡のローカル番組では、黒潮大蛇行だとか、富士川の濁りだとか言っていました。サクラエビがいなくなったのは獲り過ぎだったと、彼ははっきり言っていました。プール制ですが、アッパーがないプール制でした。確かにプール制というのは、日本では第一人者的な資源管理でした。ところがアッパーがないプール制だったので、少し我慢して資源管理したら増えたと言委員ははっきり言いました。マグロと同じではないですか。そのことだけ残して、お喋りな日吉は退任したいと思います。どうもありがとうございました。

○橋ヶ谷委員

橋ヶ谷です。私はサバの棒受け、たもすくい代表として2期務めさせていただきました。自分のところの漁業でさえ、細かいところはどうなっているかよく分かっていないので、当然、他の漁業者委員の皆さんの漁業がどうなっているかなんて分からなくて当たり前なんですけど、日吉委員がおっしゃいましたけど、太平洋側が7割8割削減されるということで、もう1期残りたいかと言われれば少し見てみたいと思いますけど、静岡ルールで2期までだということです。

私の次は代わりがないので、うちの船頭で私の実の弟が出てくることになりますけど、顔を見れば分かると思いますので、来季また残る皆さんはよろしく願います。ありがとうございました。

○西原副会長

海区委員をやらせていただきありがとうございます、というのは本当の本音です。鈴木精会長と高田委員とは、20代の頃からの顔見知りで、もう顔も見たくないぐらいだけど腐れ縁ということで、本当に助かっておりました。私はもう1期務めさせていただきますが、本当に今後ともよろしく願います。今日はありがとうございます。

○伊藤事務局長

本日欠席の鈴木精会長が電話で繋がっておりますので、御挨拶を

していただきます。

○鈴木会長

皆さんの感想を聞いて感激しています。今は千葉の鴨川市にいますけども、結びということで一言御挨拶させていただきます。

平成24年に海区委員になってから13年が経ちました。状況が打って変わって魚が獲れなくなったり、令和2年には漁業法の改正があったりと、大きな転換期に静岡県の水産について皆さんと考え、意見を出し合い、この委員会をやってまいりました。令和3年の4月には静岡海区の会長に、令和4年の6月には全国海区漁業調整委員会の会長となり、忙しくも充実した日々でした。皆様方の熱意で議論が活発になり、会議が長引いたこともありましたが、思い返すと本当に大変だったけれど、議論を重ねる過程が今となれば良い思い出です。

西原副会長、橋ヶ谷副会長をはじめ、委員の皆さん、歴代の局長さん、事務局長、それから県職員の皆様方と、ここまで無事にやってこられたことに感謝します。第22期の皆さん本当にありがとうございました。大変お世話になりました。

23期の静岡海区も今期のような活発な意見交換がなされるよう、そして、その議論が静岡の漁業、水産業の力となりますことを祈念して、私の挨拶とさせていただきます。長きにわたり本当にありがとうございました。

○伊藤事務局長

ありがとうございました。ここで局長が戻って参りましたので、御挨拶いたします。

○山下局長

本当に長時間の議論ありがとうございました。そして第22期の最後ということで、一言お礼の御挨拶を申し上げたいと思います。

本当に皆様には、この期だけでも、4年で30回もの委員会を開催させていただきました。漁業権の更新ですとか、地域の漁業にしてもいろいろありましたし、本当に様々な環境で多くを預かっていただきまして、ありがとうございました。本日も、クロマグロの資源管理の話もそうですけど、新しいひき縄釣は一つのチャレンジだと思っていますが、本当に皆さんの意見を聞きながら、静岡の漁業のことを考えながら、御意見いただいていると改めて感謝とか繋がりをお聞かせいただきました。

まずは退任される鈴木会長ありがとうございました。また、漁業

者委員としまして、日吉委員、橋ヶ谷委員、内山委員、渡邊委員は本当にそれぞれの立場からの御発言ありがとうございました。また学識、中立、専門委員という形で、鈴木委員、李委員、眞鍋委員、三浦委員、影山委員には本当に大所高所からありがとうございました。

今回で委員を退任される皆様におかれましては、今後は立場が異なると思いますけども、本県の水産業は厳しい状況にありますけども、その中で私どももいろいろなことをやっていきたいと思いますので、御協力をお願いいたします。

また西原委員、高田委員、金指委員、原委員、安間委員、田口委員につきましては次期委員という形で、引き続き御協力いただきたいと思います。県議会に同意を取る手続きをしておりますけれども、またよろしくお願いします。

最後になりましたけども、改めて、本当にありがとうございました。

○伊藤事務局長

皆さんありがとうございました。

以上で第22議第30回の海区漁業調整委員会を閉会します。長い間ありがとうございました。

(終了時間 17:15)

上記議事録の正当なることを認証するため、議長及び議事録署名人として署名押印する。

令和7年2月28日

議長

西原 忠



議事録署名人

日吉 直人



議事録署名人

三浦 綾子



